



## 申告の手引き

日頃より、本市の税務行政にご理解とご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市のような指定都市の場合は、区の区域が一つの独立した区域とみなされる（地方税法第737条第1項）ことから、居住する区に均等割を納めるほか、居住する区以外の区に事務所・事業所又は家屋敷を所有している方は、それらが所在する区ごとにそれぞれ均等割を納付しなければならない（地方税法第294条第1項）ことになっております。

事務所・事業所…………… 自己の所有であるか否かを問わず、事業の必要から設けられ、そこで継続して事業がおこなわれている場所をいいます。

家屋敷…………… 自己の所有であるか否かを問わず、自己又は家族の居住の用に居する目的で設けられた独立性のある住宅をいいます。

### ■記入上の留意点

「現在の住所」欄 1月1日現在の住所と異なる場合に記入してください。

「区内にある事務所等の所在地」欄 同一区内に2ヵ所以上の事務所等を有している方は、それぞれの事務所等の所在地を記入してください。

### ■提出先

事務所等の所在する区を担当する市税事務所市民税係へ提出してください（それぞれの市税事務所が担当する区については、下記の「お問い合わせ先」をご覧ください）。

< 申告の相談と受付は各市税事務所市民税係において行っています。 >

## お問い合わせ先

市税事務所	担当する区	住 所		電 話 番 号
中央市税事務所	中央区	移転前 (～R7. 7. 21)	〒060-8649 札幌市中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館 4階	011-211-3914
		移転後 (R7. 7. 22～)	〒060-8649 札幌市中央区南3条西11丁目 ※中央区複合庁舎の隣	011-596-6012
北部市税事務所	北区 東区	〒060-8641 札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 9階		011-207-3914
東部市税事務所	白石区 厚別区	移転前 (～R7. 9. 15)	〒004-8641 札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1 札幌市交通局本局庁舎 2階	011-802-3914
		移転後 (R7. 9. 16～)	〒004-8641 札幌市厚別区大谷地東2丁目4-30 大谷地アドバンシービル 3階	
南部市税事務所	豊平区 清田区 南区	〒062-8641 札幌市豊平区平岸5条8丁目2-10 イースト平岸 3階		011-824-3914
西部市税事務所	西区 手稲区	〒063-8641 札幌市西区琴似3条1丁目1-20 コトニ3・1ビル 2階		011-618-3914